

改 正 案	現 行
<p><b>5</b> 特定地域型保育事業者 <u>(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)</u> は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる」と町が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<b>10年</b>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>	<p><b>7</b> 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる」と町が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<b>5年</b>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>

## 2 議案第47号関係

### 十和田地区環境整備事務組合同規約 新旧対照表 (抜粋)

変 更 案	現 行
<p><u>(解散に伴う事務承継)</u>  <b>第13条</b> <u>組合の解散に伴う事務の承継については、関係市町村が議会の議決を経てする協議をもって定める。</u></p>	